

4月のIASB Updateによるこそ

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。基準、修正及び解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2017 年 4 月 24 日（月）と 27 日（木）に英国ロンドンの IFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- [保険契約](#)
- [料金規制対象活動](#)
- [FASB の教育セッション — 財務業績報告](#)
- [IFRS 適用上の論点](#)
- [事業の定義](#)

お問い合わせ

国際会計基準審議会

30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

Tel: +44 (0)20 7246
6410

Fax: +44 (0)20 7246
6411

E-mail: info@ifrs.org

Website: www.ifrs.org

今後のIASB 会議

IASB は少なくとも月に一度、最長で 5 日間の会議を開催する。

今後の IASB 会議の日程は次のとおり：

2017 年 5 月 15 - 19 日

2017 年 6 月 19 - 23 日

2017 年 7 月 17 - 21 日

将来及び過去の IASB 会議に関する情報は [こちら](#)

IASB Update ニュースレターのアーカイブ

過去の IASB Update は [こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は [こちら](#)

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は、IFRS 第7号の導入を支援するための戦略に関するアップデートを受けた。審議会はIFRS 第17号を2017年5月後半に公表する予定である。審議会が導入をどのように支援するのかに関する追加的な情報は、基準の公表後に提供される。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は2017年4月24日に会合し、料金規制対象活動プロジェクトについて議論した。審議会は、規制資産及び規制負債を認識するために開発中の新しい会計モデルの全般的記述の改訂版を検討した。改訂後の記述は、規制上の合意が顧客との契約及び企業の財務成績に与える影響を説明していた。

審議会の議論は、企業が保持する権利を与えられる利益又は利益マージンの金額を決定する料金調整メカニズムを含む規制上の合意に焦点を当てた。審議会は当該調整の性質についても議論した。調整は下記により生じる。

- 実際の金額と見積金額との間の相違
- ある期間における規制料金が、企業が別の期間に行う所要の活動に関する金額を含んでいる場合に創出される時点差異

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会はこのモデルの諸側面を5月の会議でさらに議論する予定である。

FASB の教育セッション — 財務業績報告（アジェンダ・ペーパー28）

財務会計基準審議会（FASB）のスタッフが、FASBの財務業績報告プロジェクトの一環としてのリサーチの要約を審議会に提示した。この教育セッションでは、業績情報の分解及び業績計算書の構成を扱った。

今後のステップ

審議会は、自身の関連する基本財務諸表プロジェクトに関する議論を継続する。

IFRS 基準の適用及び維持管理（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は2017年4月27日に会合し、適用及び維持管理プロジェクトについて議論した。

IFRIC Update（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）の2017年3月会議からのアップデートを受けた。この会議の詳細は [IFRIC® Update](#) で公表された。

認識の中止の目的上の「10%」テストに含める手数料（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は、次回の年次改善サイクルの一部としてIFRS 第9号「金融商品」の修正を提案するという委員会の提案を検討した。修正案は、IFRS 第9号のB3.3.6項の第1文の要求事項を明確化するものとなる。この修正は、金融負債の認識の中止を行うべきかどうかを評価するための「10%」テストを実施する際に、企業は企業と貸手との間で授受される手数料（企業又は貸手が他の当事者に代わって授受する手数料を含む）のみを含めると記述することになる。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 次回の年次改善サイクルの一部として IFRS 第 9 号の修正を提案する。
- b. 企業が当該修正を最初に適用する年次報告期間の期首以後に生じる金融負債の条件変更又は交換のみに当該修正を適用することを提案する。

13 名の審議会メンバーのうち 11 名がこれらの決定に賛成した。1 名が反対し、1 名がこれらの決定に関する投票を棄権した。

今後のステップ

審議会は、IFRS 第 9 号の修正案に関するコメント期間及び行われたデュー・プロセスのステップを今後の会議で検討する。

IAS 第 19 号及び IFRIC 第 14 号の修正（アジェンダ・ペーパー12B-12C）

審議会は、IAS 第 19 号「従業員給付」及び IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号——確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の修正案に関する委員会の提案について議論した。

今回の会議で、審議会は委員会の提案に同意し、軽微な制度事象を IAS 第 19 号の修正の範囲から除外しないことを暫定的に決定した。13 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。1 名が反対し、1 名がこれらの決定に関する投票を棄権した。

審議会は、IAS 第 19 号及び IFRIC 第 14 号の修正に関する経過措置についての委員会の提案にも同意した。次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は IFRIC 第 14 号の修正を遡及適用すべきである（IAS 第 19 号の範囲に含まれない資産の帳簿価額の修正については免除）。
- b. 企業は発効日以後に生じる制度事象に対して IAS 第 19 号の修正を将来に向かって適用すべきである。
- c. この修正には、初度適用企業に対する移行上の救済措置を設けるべきではない。

13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成し、1 名がこれらの決定に関する投票を棄権した。

審議会は、発効日（アジェンダ・ペーパー12B の質問 4）及びデュー・プロセスのプロセス（アジェンダ・ペーパー12C）については今回の会議では議論しなかった。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は IFRIC 第 14 号の修正の予想される影響に関する情報の提供を受け、発効日及びデュー・プロセスのステップを検討する。

IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の修正（アジェンダ・ペーパー12D-12E）

審議会は、共同支配事業に対して従来保有していた持分に関する IFRS 第 3 号「企業結合」及び IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の修正案に関する委員会の提案について議論した。IFRS 第 3 号の修正は、企業が共同支配事業である事業に対する支配を獲得する際に、当該事業に対して従来保有していた持分を再測定する旨を明確化するものとなる。IFRS 第 11 号の修正は、企業が共同支配事業である事業に対する共同支配を獲得する際に、当該事業に対して従来保有していた持分を再測定しない旨を明確化するものとなる。

審議会は、IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の修正を実質的な変更なしに最終確定することを暫定的に決定した。審議会は、IFRS 第 3 号の修正において、企業が共同支配事業である事業に対する支配を獲得する際に、当該事業に対して従来保有していた持分の全体を再測定する旨を明確化することを暫定的に決定した。

13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成し、1 名がこれらの決定に関する投票を棄権した。

今後のステップ

審議会は、発効日及びデュー・プロセスのステップを今後の会議で検討する。

事業の定義（アジェンダ・ペーパー13）

審議会は 2017 年 4 月 27 日に会合し、公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」に対して寄せられたコメントについて議論した。特に、審議会は、集中が存在する場合には、取得した活動と資産の組合せを事業とは考えないという提案に対して寄せられたコメントについて議論した。取得した総資産の公正価値が単一の資産又は類似した資産のグループに集中している場合には、集中が存在することになる。この提案は「選別テスト」と呼ばれることがある。

審議会は下記のことを暫定的に決定した。

- a. 選別テストを取引単位で任意とする。したがって、企業は、取引単位で、選別テストを省略して、実質的なプロセスが取得されたかどうかを直接的に評価することを選択できる。
- b. 選別テストが条件を満たせば確定するものであることを確認する。これは、企業が選別テストを実施して集中が存在すると結論を下した場合には、企業は当該取引を資産の購入として扱うべきであることを意味する。その結論を変更する可能性のある追加的な評価はない。集中が存在しない場合には、企業は実質的なプロセスを取得したかどうかを評価すべきである。
- c. 選別テストにおいて考慮される総資産から下記を除外する旨を明示する。
 - i. 繰延税金負債の影響により生じたのれん
 - ii. 繰延税金資産
- d. 選別テストのための「単一の資産」に関するガイダンスは、取得した資産のうちの 1 つが使用权資産（IFRS 第 16 号「リース」で定義）である場合にも適用される（例えば、借地とその上の賃借建物は、選別テストに関しては単一の資産である）旨を明確化する。
- e. 資産が選別テストに関して「類似」している場合には、企業はそれぞれの単一の資産の性質と当該資産からのアウトプットの管理及び創出に関連するリスクを考慮すべきである旨を明確化する。
- f. どのような資産が単一の資産又は類似した資産のグループとみなせるのかに関する新たなガイダンスは、IAS 第 38 号「無形資産」の第 36 項における類似した資産に関する既存のガイダンス並びに IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における「クラス」という用語を変更することを意図したものではない旨を明確化する。

13 名の審議会メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。1 名が棄権した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は公開草案に含まれていた他の提案に関して寄せられたコメントについて議論する。

作業計画——2017 年 4 月 28 日現在の目標時期

今回の会議で行った決定を反映した作業計画が 2017 年 4 月 28 日に IASB のウェブサイトで更新された。こちらで閲覧できる。

material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675